

本 庁 関 係 課 長 } 殿  
関係地方機関の長 }

農 林 水 産 部 長  
(公印省略)  
土 木 部 長  
(公印省略)  
出 納 局 長  
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震に伴う施工中の工事・建設関連業務の  
取扱いについて (通知)

平成 2 3 年 ( 2 0 1 1 年 ) 東北地方太平洋沖地震により、県の施工中の工事現場も被災を受けたり、工事を続行できなくなるなどの事態が発生しております。また、被災していない工事や建設関連業務においても、優先度の高い応急工事や災害復旧のための調査測量等への対応が必要であり、当該工事・建設関連業務の施工会社がこれらを行うことが必要となることも想定されます。

つきましては、現在施工中の工事・建設関連業務については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、承知願うとともに適切に対応願います。

記

1 .現在施工中の工事の取扱いについて

( 1 ) 被災していない場合

被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、請負者の意向も踏まえた上で、工事を中止 ( 2 か月程度 ) することとし、請負者から部分払いの請求があった場合には、出来高を確認し、部分払いを行うこととする。

( 2 ) 被災した場合

① 全損の場合

工事請負契約書第 2 9 条に基づき、損害の状況を確認し損害金を支払った上で、工事を打ち切ることとする。

② 一部被災の場合

請負者の意向も踏まえた上で、工事を中止 ( 2 か月程度 ) することとし、請負者から請求があった場合には、被災した箇所については損害金を支払い、存置した部分については、出来高を確認し、部分払いを行うこととする。

2 現在施工中の建設関連業務の取扱いについて

( 1 ) 被災していない場合

被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、受注者の意向も踏まえた上で、業務を中止 ( 2 か月程度 ) することとする。

( 2 ) 被災した場合

設計業務等委託契約書第 2 9 条に基づき、損害の状況を確認し、損害金を支払った上で、業務を打ち切ることとする。

3 出来高の確認について

工事の出来高の確認については、請負者から提出される工事出来高内訳書と実施工程表付き工事履行報告書により確認できることとする。

#### 4 不可抗力による損害の確認について

工事請負契約書の第29条に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、施工計画書・実施工程表・損害の状況写真等により確認できることとする。

建設関連業務においても、設計業務等委託契約書第29条に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、業務計画書・履行状況・損害の状況写真等の資料により確認できることとする。

#### 5 工事等の中止について

##### (1) 施工できなくなった工事に係る一時中止について

工事請負契約書第20条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、請負者に工事の一時中止を命じなければならないこととされているが、今般の地震により施工できなくなった工事についても、各発注者において、的確に工事の一時中止を指示すること。

##### (2) 当面の災害復旧対策を優先して行うための工事一時中止について

工事請負契約書第20条第2項において、発注者は必要があると認められるときは、工事を中止させることができることとされているが、施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い応急工事や災害復旧のための調査測量等への対応が必要であり、当該施工中の工事の施工会社がこれらを行う必要があると認められる場合には、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、一時中止を指示すること。

建設関連業務についても、設計業務等委託契約書第20条第2項の規定に基づき、同様に扱うこと。